



2015.6.16.

## ワイン醸造実務ニュース (Oe -1/2015)

直近で、ワイン醸造実務に係る規制が以下のように変更されています。  
実行にあたっては所轄の税務署及び鑑定官室等で確認のうえ対応してください。

### 1. スパークリングワインのガス圧

高圧ガス保安法の適用除外は、35℃で 0.6MPa 以下であったものが 1.0MPa 未満のものに変更されています。

(解説)

高圧ガス保安法の適用対象から除外されるものは、従前は高圧ガス保安法、同施行令、並びに高圧ガス保安法施行令関係告示(改正:平成15年3月31日 告示第97号)第3条により、果実酒は 35℃で 0.6MPa 以下のものとされていました。しかし、昨年「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)」が平成26年7月18日付けで出され、液体に気体が溶け込んでいる状態(溶解ガス)についての取り扱いが変更されました。これにより 35℃で 1.0MPa 未満のものは同法の対象ではなくなりました。

(\*) 1.0MPa=10bar=10.2kg/cm<sup>2</sup>

なお、10bar at 35℃は、20℃では大雑把に言えば 7bar 程度と思われませんが、アルコール度数、残糖分、瓶の形状、H/S量など多くの要素で異なり注意が必要です。

### 2. 酒類保存のために混和することができる物品の追加

酒類の保存のため、国税庁長官が指定する酒類に混和することができる物品が追加されています。

追加されているのは、クエン酸(平成27年1月15日付告示第1号)及びカルボキシメチルセルロースナトリウム(平成27年4月15日付告示第10号)になります。混和できる酒類の品目は、いずれも果実酒、甘味果実酒になっています。なお、混和した場合には記帳義務があることに変わりはありません。

(解説 クエン酸)

- ① 従前から、クエン酸は果実酒、甘味果実酒に酸味を調整するために使用されています。この場合、食品衛生法では酸味料としての使用で、酒税法では原料区分から「香味料」の使用と考えられます。このため、酒税法第3条第13号に定める果実酒においては、同号二の果実酒となります。新しく制定された食品表示基準で定められた表示は「添加物:酸味料」または「添加物:クエン酸」となります。



② 今回は上記に加え、酒質保全のために混和できるものとして追加されました。一般的にはワインの鉄混濁防止の目的で使用されており、O.I.V(3.3.8. 16/70) や EU(606/2009 annexe I A 24)ではこの目的での使用を認めています。この場合の表示は、食品衛生法の酸味料ではありませんので、食品表示基準により「添加物：クエン酸」の表示になります。酒税法では、この度告示で追加されたクエン酸を当該酒類の保存のために混和した時は、新たに酒類を製造したものとはみなされず、混和後の酒類の品目は、混和前の酒類の品目とみなされます。

したがって、同法第3条第13号で規定される果実酒に混和した場合には、混和後においても混和前の同号イからニのいずれかの果実酒に該当することとなります。

注意すべき事として、補糖なしで製造されたワイン（第3条第13号のイの果実酒：果実または果実および水を原料として醗酵させたもの）にクエン酸を混和した場合、①の用法では第3条第13号のニの果実酒となりアルコール度数は15度以下が果実酒で、これを超えれば甘味果実酒となります。一方、②の用法では、第3条第13号のイの果実酒のままとなり、アルコール度数は20度までは果実酒となります。

なお、酒類業組合法等で定められたアルコール度数の表示では、税率を異にするおそれがある表示方法は認めていませんので、クエン酸の用法やワインのアルコール度数により表示にも十分な注意が必要となります。

また、最近は気象の変化や醸造技術の進歩を背景として、イタリアワインなどでアルコール度数は15度を超えるものが普通に見られるようになってきました。輸入貨物の引き取り時にも十分な注意が必要となります。

(解説 カルボキシメチルセルロースナトリウム CMC-Na)

一般的には、ワインの酒石析出防止などワイン安定化の目的で使用されます。表示は安定剤としての使用ですので、「添加物：安定剤(CMC)」のようになります。(CMC)は(カルボキシメチルセルロースナトリウム)、(CMC-Na)の表示に変えてもよいとされています。また、類縁物質によって海外での認可状況が異なっていますので、輸入品等での注意が必要です。

物質名	日本（食品衛生法）	E-No	CFR No.
カルボキシメチルセルロース	不許可	E466	
同 カルシウム	指定添加物		
同 酵素加水分解物	不許可	E469	
同 ナトリウム	指定添加物	E466	182.1745

E-NO. : EU で認めた食品添加物につけられた番号。

CRF No : USA 連邦規則集 この番号が当該物質に該当し食品添加物として登録されている。



各国で共通して食品に使用できるものは、カルボキシメチルセルロースナトリウムだけで、今回の酒類に混和できる物品としての追加もこのカルボキシメチルセルロースナトリウムになります。

### 3. 表示方法が変わります。

食品の表示に関する食品表示法が新たに制定され、これに伴って食品表示基準が定められ、本年4月1日に施行（現在は経過措置期間中です）されています。従前から異なるのは、一括表示方法の採用、製造所固有記号、食品関連事業者の表示方法、名称・添加物などの事項名表示、容量は内容量と変更、など細かい点での変更が求められています。また食品表示基準の経過措置は平成32年3月31日（製造、輸入）までとなっていますが、この施行にともない関連する国税関係で「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）（課酒1-11 平成27年4月1日）」が出され、経過措置は平成32年3月31日までと同じ日を定めていますが、こちらは基準が課税出荷日としていますので、この日までに未納税在庫も新しい表示に変えておく必要があります。ラベルを貼り付けた状態で蔵内瓶熟する場合は特に注意が必要となります。

また、「製造所固有記号」には課税場所を示す財務大臣に届出した固有記号と、食品衛生法に基づいて厚労大臣に届け出た製造場所を示す固有記号があります。後者は消費庁においてシステム再構築が必要なため、食品表示基準に定めた製造所表示に使用する固有記号は平成28年4月以降の対応となります。なお、財務大臣届出の固有記号は引き続き有効です。

同様に食品関連事業者、製造場の表示にも注意が必要となります。瓶詰めや醸造を社外で委託した場合などは、課税場所と合わせて実際の表示方法を事前に所轄税務署などで確認しておくのが良いと判断しています。

以 上

（文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上）